

ETCを使用して 高速道路を走りますか？



宍戸 栄徳
(香川大学大学院
地域マネジメント研究科 教授)

Harunori
Shishido

1 ETC (Electronic Toll Collection System) というのは高速道路を始めとして有料道路を利用する際に料金所で停車することなく通過できるシステムです。従来からも時間帯による割引が行われていましたが、景気落ち込みへの対策として本年3月28日からさらに割引が拡大されています。

残念ながら、私自身は現在使用している自動車が買い換え時期を迎えているので、ETCの搭載は次の車まで持ち越すことになっています。ETCを所有していないので割引の詳細を検討していませんが、休日特別割引では最大で50%割引または上限1,000円となっているので、休日の自動車利用は急激に増加しています。1年前にはガソリンの暫定税率の廃止・再延長でガソリン価格が下落・上昇し交通・運輸関係の業界はもとよりわれわれも振り回されてきました。

従来からETCシステムの利便性から各種の普及策が講じられてきましたが、このような直接的で大幅な割引から、一挙に普及が進み、ETC機器の品薄状況が発生しているようです。

2 車両を利用する業界や自動車を利用する個人にとって、高速道路・有料道路がETC利用によって、スムーズにかつ安価に利用できることは嬉しいのですが、二酸化炭素排出などの環境問題を考えると、手放しで喜んでばかりではられません。すでに大都市圏を除いて日本では自動車利用を前提とした生活パターンになってきています。

先日、調査のために高知市春野町に出かけたのですが、公共交通機関でのアクセスはバスだけで本数も限られており、結局ヒアリングの対応をしていただいた市役所の職員の方に高知駅まで送っていただくということがありました。地方では公共交通機関の整備がされていないことを改めて感じる経験でした。香川県でも状況は変わらないと思いますが、自分の車で出かけてしまうのでなかなか気づかないだけだろうと

思います。

地方における公共交通機関は、利用者の減少、運賃値上げ・運行頻度の低下、利用者のさらなる減少という負のスパイラルに落ち込み、もはや回復不可能な状態であり、高齢者を始めとする交通弱者の移動手段の確保という点からも大きな社会問題となっています。

3 さらに、瀬戸内海を運航しているフェリー事業者への影響は深刻なものです。報道によればこのゴールデンウィークは、従来であれば増便していたのが、ETC割引に対抗する事ができず逆に減便を行うようです。(この原稿が活字になって皆様の目に触れる時には、高速道路とフェリーの明暗がはっきりしていることと思います。)

四国は周囲を海に囲まれどの県も海運を容易に利用できるというメリットを生かし切れずに、モータリゼーションへ突き進むことになって良いのか今一度考えてみる必要があります。運輸部門でもトラック輸送から鉄道・海運へのモーダル・シフトによる環境問題への取り組みが期待されていますが、これにもブレーキがかかりそうです。

フェリー事業者など海運事業者の経営が苦しくなると、直接的には高速道路と競合していない香川県の離島航路などにも影響が出てくることと考えられます。

このように書いている私でも、一個人としては車を買って換えてETCを搭載すればやはり休日に1,000円上限で高速道路を利用できるのは魅力的であり、久しくしていない休日ドライブの誘惑にかられます。

このような現象はこの欄でも何回か書かせていただいたゲーム理論における「囚人のジレンマ」であり、個人の利便性や利益を追求しても全体として社会の望ましい方向には行かないことの例です。

平成21年度「組合研究集会」助成組合募集

小企業者組合を対象に、次の要領により10組合について助成しています。
 毎年多数の組合から申請希望がありますので、昨年度本事業を実施された組合については、
 ご遠慮いただくことがございます。
 申込み多数の場合、事業内容並びに実施回数などにより選定させていただきます。
 お申し込みについては、FAX・郵送・メール等にてご連絡下さい。

組合研究集会に対する助成

【助成限度額100,000円・助成組合数10組合】

(助成率2/3 事業費150,000円の場合)

<p>事業の概要</p>	<p>小企業者組合が、当該組合の組織強化、運営の向上、事業の発展向上及び組合員の経営の近代化等を目的として、組合研究集会を開催する場合、その開催費用等につき助成するとともに、講師の斡旋、指導員の派遣を行い組合研究集会の効果的な実施を図ります。</p>
<p>対象経費</p>	<p>講師謝金・旅費、会場借料、資料費、通信運搬費、消耗品費、借損料</p>
<p>事業の対象者</p>	<p>小企業者組織化指導事業の対象は、原則として次の①から⑤までに掲げる小企業者組合です。</p> <p>(小企業者とは) 常時使用する従業員の数が5人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、2人)以下の会社及び個人</p> <p>①事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の3/4以上が小企業者であるもの。 ②事業協同小組合及び企業組合。 ③協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下、又は組合員の3/4以上が協業実施直前において小企業者であったもの。 ④事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、3/4以上が小企業者であるもの。 ⑤前記に掲げる組合以外の組合であって他の特別の法律に基づく組合は、その直接又は間接の構成員の3/4以上が小企業者であるもの。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>本会企画調査部 TEL 087-851-8311 FAX 087-822-4377 E-mail staff@chuokai-kagawa.or.jp</p>

総会終了後の事務手続きをお忘れなく!

決算関係書類の提出

組合は、通常総会終了後2週間以内に、事業報告書及び決算関係書類を所管行政庁に提出することが義務づけられています。

【提出書類】

- ・事業報告書(※) ・財産目録 ・貸借対照表 ・損益計算書
- ・剰余金処分案又は損失処理案 ・前記の書類を承認した通常総会の議事録謄本

※特に、事業報告書については、記載のない組合が多いため、行政庁より記載の徹底を求められています。

役員変更届の提出

役員に変更があった場合は、変更のあった日から2週間以内に所管行政庁に届け出ることが定められています。役員の変更とは、役員の住所・氏名の変更や改選・補充・辞任、代表理事の交代など役員に関する一切の変更をいいます。

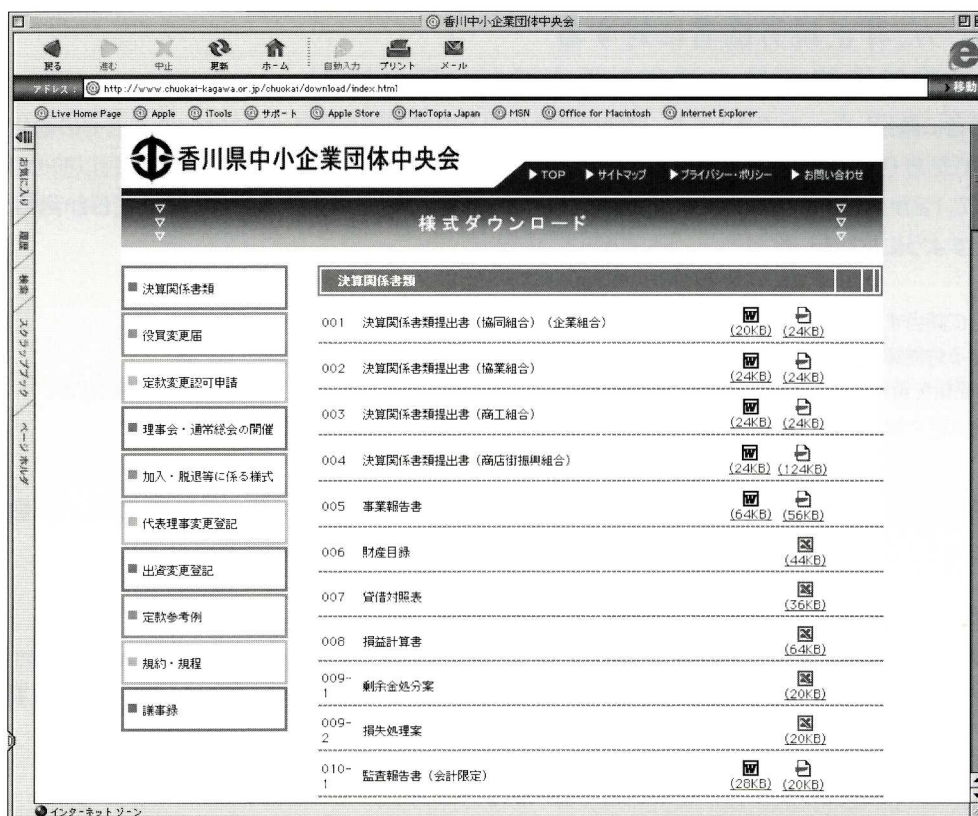
代表理事等の変更登記

組合は代表理事の住所、氏名のほか、組合名称、事務所所在地、事業並びに出資金等を登記しています。これらの事項に変更があったときは、変更のあった日から2週間以内に法務局に登記を行う必要があります。

※特に、同じ人が代表理事に再選された場合も、変更に応当するので登記が必要です。ご注意ください。

☆本会ホームページ(<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/chuokai/download/index.html>)において決算関係書類、定款変更認可申請書、議事録等の様式を活用することができます。

事務手続き等について、不明な点がございましたら中央会指導員まで相談下さい。



雇用保険制度が変わりました!

厳しい雇用失業情勢を踏まえ、雇用保険制度のセーフティネット機能及び失業された方に対する再就職支援機能を強化するため、雇用保険制度を改正しました。

主な改正事項は以下のとおりです。

1.雇用保険の適用範囲の拡大

短時間就労者及び派遣労働者の方の雇用保険の適用基準を以下のとおり緩和しました。

【旧】○1年以上の雇用見込みがあること

○1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること

【新】○6か月以上の雇用見込みがあること

○1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること

☆平成21年4月1日以降に、改正後の適用基準を満たす労働者を雇い入れた場合には、当該労働者に係る雇用保険被保険者資格取得届を管轄の公共職業安定所に提出する必要があります。

☆また、平成21年4月1日より前から勤務している労働者であっても、上記の緩和が行われたことにより、平成21年4月1日以降、適用基準を満たすこととなった場合には、当該労働者に係る雇用保険被保険者資格取得届を管轄の公共職業安定所に提出する必要があります。

○適用基準を満たす労働者を新たに雇用した場合は、管轄する公共職業安定所へ雇用した日の属する月の翌月10日までに雇用保険被保険者資格取得届を提出することが義務付けられています。

2.雇止めとなった非正規労働者に対する

基本手当の受給資格要件の緩和と所定給付日数の拡充

特定受給資格者に該当しない方であっても、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職された方（特定理由離職者）については、通常、基本手当の受給資格要件として離職日以前の2年間に被保険者期間が通算して12か月以上必要となる、**離職日以前の1年間に被保険者期間が通算して6か月以上**あれば受給資格要件を満たすようになりました。

☆特定理由離職者に該当する方は、次の1又は2のいずれかに該当する方です。

1.期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職された方

(その方が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限りです。)

2.正当な理由のある自己都合により離職した方

また、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことにより離職された方は、基本手当の所定給付日数が特定受給資格者と同様に手厚くなりました。

☆受給資格に係る離職日が平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間である方が対象となります。

期間の定めのある労働契約の締結の際に労働契約が更新されることが明示されていたにもかかわらず契約の更新がされずに離職された方については、雇用期間が1年未満であれば特定受給資格者となっていました、雇用期間1年未満という要件を緩和し、雇用期間1年以上でも該当するようになりました。

☆受給資格に係る離職日が平成21年3月31日以降の方が対象となります。

3.再就職が困難な方に対する給付日数の延長

倒産や解雇などの理由により離職された方(特定受給資格者)や期間の定めのある労働契約が更新されなかったことにより離職された方で、次の1~3のいずれかに該当する方について、特に再就職が困難だと公共職業安定所長が認めた場合は、給付日数が60日分延長されます。

- 1.受給資格に係る離職日において45歳未満の方
- 2.雇用機会が不足している地域として指定する地域に居住する方
☆香川県は指定地域に指定されています。
- 3.公共職業安定所で知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職支援を計画的に行う必要があると認められた方

4.再就職手当の給付率引上げ及び支給要件の緩和

早期に再就職した方が一定の要件を満たしている場合に支給される「再就職手当」の給付率が、支給残日数に応じ、30%から次のとおり引き上げられました。

基本手当の支給残日数が

所定給付日数の**3分の2以上である場合・・・50%**

所定給付日数の**3分の1以上である場合・・・40%**

また、所定給付日数が90日又は120日の方は、「支給残日数が所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上」残っていることが必要とされていましたが、「支給残日数が所定給付日数の3分の1以上」あれば支給対象となるよう、支給要件が緩和されました。

☆再就職した日が平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間である方が対象となります。

5.常用就職支度手当の給付率引上げ及び支給対象者の拡大

就職困難な方(障害のある方等)で再就職し、一定の要件を満たしている場合に支給される「常用就職支度手当」の給付率が、30%から40%に引き上げられました。

また、支給対象者を拡大し、再就職した日において40歳未満で、かつ、同一の事業主に雇用保険の一般被保険者として一定期間継続して雇用されたことがない方等が対象となりました。

☆再就職した日が平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間である方が対象となります。

6.育児休業給付の統合と給付率引上げ措置の延長

育児休業給付は育児休業中と職場復帰後に分けて支給されていますが、平成22年4月1日以降に育児休業を開始した方については、給付金を統合して全額育児休業中に支給されることになりました。

また、平成22年3月31日までとされていた給付率引上げ(休業開始時賃金の50%)が、当分の間、延長されます。

☆平成22年3月31日までに育児休業を開始された方は、育児休業基本給付金として育児休業中に30%、職場復帰して6か月経過後に育児休業者職場復帰給付金が20%支給されます。

7.雇用保険料率の引下げ

失業等給付に係る雇用保険料率が、平成21年度に限り0.4%引き下げられました。

○平成21年度の雇用保険料率

	雇用保険料率	労働者負担 (失業等給付に係る保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付に係る保険料率	
				失業等給付に係る保険料率	二事業に係る保険料率
一般の事業	11/1000	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000
農林水産・清酒製造業	13/1000	5/1000	8/1000	5/1000	3/1000
建設業	14/1000	5/1000	9/1000	5/1000	4/1000

詳しい改正内容などについては、最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)におたずねください。

ハローワーク高松
高松市花ノ宮町2-2-3 電話087-869-8609

香川県中小企業団体中央会通常総会の開催について

平成21年度の香川県中小企業団体中央会通常総会を下記のとおり開催いたします。
是非ご出席下さいますようお願い申し上げます。

- 日時 平成21年6月8日(月) 15時30分～
- 場所 高松国際ホテル(高松市木太町2191-1)
- お問い合わせ 香川県中小企業団体中央会 総務部(三好、小松原、吉見)
(TEL:087-851-8311)

全国中小企業青年中央会通常総会・ 全国代表者会議の開催について

平成21年度の全国中小企業青年中央会通常総会及び全国代表者会議が
下記のとおり香川県で開催されます。
組合青年部の皆様のご出席をお願い申し上げます。

- 日時 通常総会 平成21年6月5日(金) 15時30分～
全国代表者会議 平成21年6月6日(土) 9時00分～
- 場所 全日空ホテルクレメント高松(高松市浜ノ町1-1)
- お問い合わせ 香川県中小企業団体中央会
商業振興部(谷本、高橋、片岡)
(TEL:087-851-8311)

香川労働局からのお知らせ

労働保険年度更新時期の変更について

労働保険(労災保険及び雇用保険)の年度更新時期は、平成21年度より

6月1日から7月10日まで となります。

これにより、申告書等年度更新関係書類については5月末頃当局より各事業場あて発送します。

●お問い合わせ●

香川労働局 総務部 労働保険徴収室

香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 TEL 087(811)8917

NEWS 1

さぬきたてぐ祭～見てみまい、さぬきのWAZA!～を開催

香川県アースリウッド協同組合

香川県アースリウッド協同組合（村上壽一理事長・33組合員）は、4月13日から4月17日までの間、香川県庁東館1階ギャラリーにおいて『さぬきたてぐ祭』を開催しました。

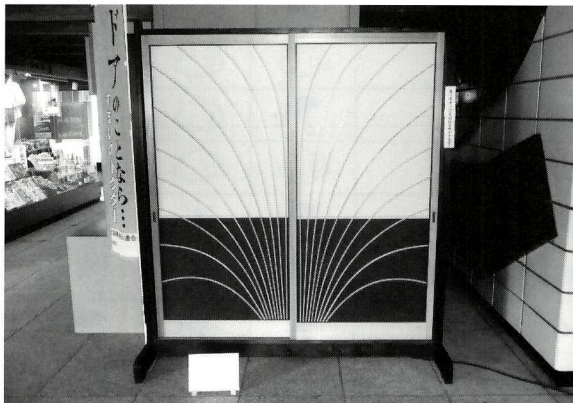
会場には、県建具技能作品展の入賞作品など32作品が展示され、訪れた来庁者が伝統の組子障子、ドアなど匠の技を見入っていました。

17日には、県庁において各賞受賞者の表彰式が行われ、香川県知事賞や香川県中小企業団体中央会会長賞など9作品が受賞しました。

村上理事長は、「100年に一度の不況といわれておりますが、21回目のさぬきたてぐ祭を開催することができました。今回の開催では、例年以上に職人の技術や創意工夫が見られる作品が多数出展されています。また、これまでに受賞したことがなかった組合員が受賞するなど、組合内でも技術を持った人が育ってきています。」と話していました。



▲香川県知事賞受賞作品



▲中央会会長賞受賞作品

賞名	作品名	名前	所属
香川県知事賞	机	増田 裕司	四国木工(株)
中央会会長賞	和室入り口障子	太田 文和	(有)オオタニ

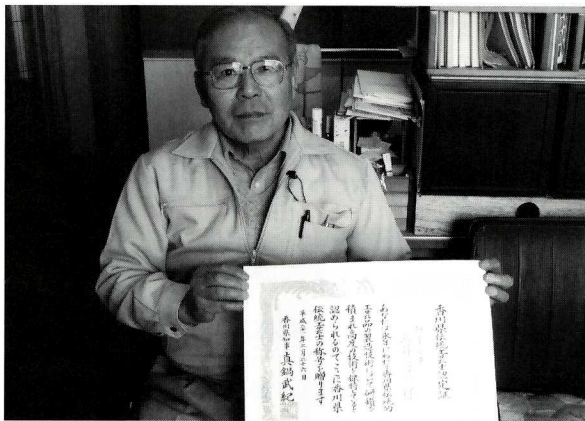
NEWS 2

伝統工芸士に認定されました!

香川県アースリウッド協同組合

香川県アースリウッド協同組合の理事大井淳一氏が、香川県から伝統工芸士に認定されました。組手障子と^{くで}呼ばれている、障子の格子に様々な装飾を加えることによって生み出される工芸品の部門で認定を受けました。

県庁で開催された認定式では、真鍋知事から認定証を受けるとともに、認定者を代表して「これにおごることなく、後進の指導に尽くすとともに、技術を磨いて優れたものを作り続けたい。」と決意を述べました。



▲伝統工芸士に認定された大井氏

組合企業訪問 頑張ってます

株式会社 ミヤプロ

■ 所属組合 香川県印刷工業組合

■ 役職名 理事

会社の概要



代表取締役会長 宮崎 昭

代表取締役会長 宮崎 昭

代表取締役社長 宮崎 佳昭

設 立 昭和51年12月

資 本 金 2,400万円

従 業 員 数 40人

住 所 〒760-0064

香川県高松市朝日新町16番19号

TEL 087-851-0515 (代)

FAX 087-851-5666

事 業 内 容 企画・デザイン・印刷〔名刺、ハガキ、ポスター、カタログ、その他全般〕・ IT関連・ホームページ関連

ホームページ <http://www.miyapro.co.jp>

E - m a i l info@miyapro.co.jp

沿 革

昭和51年12月 香川県高松市新田町922-3に
有限会社ミヤプロセス設立
資本金400万円

昭和57年 1月 資本金800万円に増資

昭和61年 8月 香川県高松市朝日新町16-19に
会社移転

昭和62年 7月 社名を株式会社ミヤプロに変更

平成 4年 4月 香川県綾歌郡宇多津町浜3番丁
23-6にテナントビル設立

平成 7年11月 資本金1,200万円に増資

平成12年 9月 資本金2,400万円に増資

平成15年 6月 東京営業所(赤坂見附)開設

平成18年10月 プライバシーマーク認証取得
認証番号 A190590(01)

当社はオフセット印刷用の写真製版会社としてスタートしました。当時、高松に写真製版の技術者がいないということで、技術指導のため大阪から四国を訪れ、その後、昭和51年にここ香川県高松市に写真製版会社「有限会社ミヤプロセス」を設立しました。当時、写真製版はその技術によって印刷物の仕上がりが大きく左右されるということで、技術的にレベルの高い仕事を請け負って来ました。

しかし、時代の流れでアナログ作業からデジタル製版のDTP(DeskTop publishingの略。書籍、新聞などの出版物を、パソコンを使って制作すること。)へと大きく変化していく中で、だれがやっても同じものができるという時代がきたため、こうした技術が関係なくなるという危機感を持ちました。

そこで当社はWebビジネスやIT関連ビジネスの開発を早急に進めていこうと決意し、昭和62年に社名を「ミヤプロセス」から「ミヤプロ」に変更して、製版だけでなくデジタルデータを総合的に使える会社として、新たなスタートを切りました。

現在では、企画、デザイン、製版、印刷、電子帳票そしてホームページやDVDコンテンツの作成、Webを利用した受信代行業務といった幅広いIT関連ビジネスまで総合的な印刷関連ソリューションを提供しています。

また、組合事業では感性価値プロジェクトメンバーに任命され、経産省が施策する感性価値創造事業で2008年の12月に開催されたフランス パリのルーヴル装飾美術館において日本初の「感性価値」をテーマにアーティストと作成した印刷物の出品に携わりました。2009年にはニューヨークで同様の出品が予定されており、今後は機能、信頼性、価格という要素を超えた感性価値を活用した新しいビジネスモデルの構築にも邁進してまいります。



▲本社社屋

社内検版システム

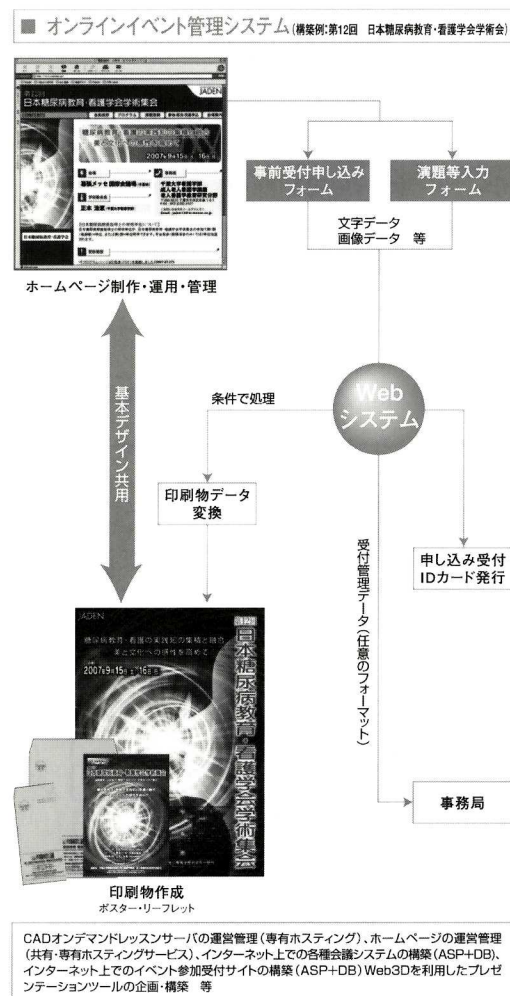
製造部では、クライアント様から入稿されたWindowsやMac OSなど様々なプラットフォームでのデータ(原稿)に対し、より高品質で正確な印刷データに加工・レイアウトを行っています。

検版工程として①作業による検版、②品質管理担当者による検版、③営業による最終検版等があります。

しかし、DTP化の波によって、CTP(Computer To Plateの略。コンピューターで制作されたデータを直接刷版として出力するシステム。)導入や最終データによる下版が増えたことにより、フィルム出力やコピー出力とは違い、人の目だけでは確認が出来にくくなりました。

そのため、当社では下版時のミスを実際に減少させる社内検版システム『Lekizen』といった検査ソフトを導入しました。それにより、CTP版を出力する前に、対刷り取り、対校了紙、各種データなどあらゆる状態からのデジタル検版作業が可能になり、検版システム導入後、下版時のミスを確実に減少させております。

データの共有利用による ONE SOURCE MULTI USE (印刷からWebまで)活用



IT事業部では、今や常識となっているONE SOURCE MULTI USEによりコストパフォーマンスの高いコンテンツをご提案いたします。

「データをただ無闇に使い回しする」のではなく、当社は「ビジネスチャンスや企業競争力の強化に繋がるデータの有効利用は何か?」、「お客様の戦略にとって何が必要か?」、一つのデータの利用が本当に経済的で、効果的な戦略を実現するのか、という様々な視点で捉え、紙メディアからあらゆるメディアの活用をご提案・制作しており、それが当社のマルチユースの第一歩だと考えています。特に医療関係の学会やイベントなどにはその効果を発揮しています。

受信代行業務

大量の申込書類の処理やそれに含まれる個人情報の安全なデータ化や保管管理、受注ピーク時(繁忙期)の人員確保や対応にお困りの際、「受信・開封・イメージデータ化・アップロード・原本保管管理」等の作業を当社に委託していただくことで、個人情報保護に関する対策や教育、繁忙期の人員調整などの必要がなくなり、業務トータルでのコストダウンにつながります。

具体的には、申込書受信代行としてクライアント様のメールセンターとしてご利用いただき、プライバシーマーク認定事業者である当社が、個人情報を含む申込書類を安全・確実に受信・保管管理いたします。

また、当社で受信した申込書類からクライアント様の用途に応じたデータに入力・変換後、あらゆる電子データの受け取りが可能なインターネットを利用した企業向けファイル共有サービスを利用してデータのやり取りをさせていただきますのでセキュリティも万全です。

データサーバの活用による コミュニケーション環境の確立

ビジネスに効率化と競争力強化を求める厳しい経営環境が続いている現在、企業はいかにして成長を続けていくのか。

そのキーポイントはビジョンを見据えたコミュニケーション環境の確立にあると言われています。

しかし、夢と現実の間には避けて通れないコストの壁があるのも事実です。

当社ではインターネット上での各種会議システムの構築やインターネット上でのイベント参加受付サイトの構築など数々の実績により蓄積されたノウハウで低コストでも実現可能な創造的で価値のあるソリューションをご提案致します。

今後の抱負

当社は創業以来、印刷の基礎となる製版業から始まりそれに基づいて様々な業態変革を行ってまいりました。100年に一度と言われる世界同時不況に対応すべく、IT社会に対応した技術の革新、高品質の安定性、コスト削減、感性価値創造事業の展開、また環境問題にも対応しつつお客様のニーズに応える新たなビジネスモデルを展開してまいります。また、組合事業を通じて情報の共有化、ネットワーク化、パートナーシップ化を構築し、今後益々業界の向上を図ってまいりたいと思っております。

商工中金だより

「中央会推薦貸付制度」のご案内

●貸付制度の概要

貸付対象者	香川県中小企業団体中央会ならびに当公庫が定める支援対象テーマ(※)に取組む組合・組合員で、香川県中小企業団体中央会から推薦された者
資金使途	設備資金、運転資金
貸付限度	100百万円(貸付金額は当金庫所定の審査によります)
貸付利率	当公庫所定の貸出利率-0.3%(固定金利) ただし、貸出期間5年超については、長期プライムレートを下限とします。
貸付期間	当金庫所定の審査によります
担保	当金庫所定の審査の結果、必要となる場合があります
保証人	(組合へのご融資の場合)原則、組合役員 (組合員へのご融資の場合)原則、代表者1名
期限前返済	可能です。ただし、期限前返済手数料が発生する場合がございます

当公庫の審査の結果ご融資できない場合もございます。(審査の結果につきましては、直接お申込人に回答いたします。)

※具体的な支援対象テーマ

- 新設組合支援
- 女性・子育て支援
- ものづくり支援
- 環境対策支援
- 地域資源活用支援(農工商連携を含む)
- BCP支援

【お問い合わせ先】

株式会社 商工組合中央金庫 高松支店

〒760-0052 高松市瓦町1-3-8

TEL 087-821-6145 FAX 087-851-6074

日本政策金融公庫だより

●中小企業事業からのお知らせ●

【貸付制度のお知らせ】

なお、下記掲載は貸付制度の一部ですので、詳しくは日本政策金融公庫高松支店中小企業事業までお気軽にお問い合わせください。

融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間(最長)	融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間(最長)
新事業育成資金	6億円	特別利率③ ただし、6年目以降は 基準金利+0.2%	6億円	設備 15年 運転 7年	地域活性化・ 雇用促進資金	7億2千万円	基準利率 特別利率①②③ (③-0.4)	5億4千万円	設備 20年 運転 7年
新事業活動促進資金	7億2千万円	基準利率 特別利率①③	2億7千万円	設備 20年 運転 7年	環境・エネルギー 対策資金	7億2千万円	基準利率 特別利率①②③ 特約エネルギー 特約エネルギー	4億円	設備 15年 運転 7年
IT活用促進資金	7億2千万円	基準利率 特別利率①③	2億7千万円	設備 15年 運転 7年	社会環境対応施設 整備資金	7億2千万円	基準利率 特別利率②	2億7千万円	設備 15年
企業活力強化資金	7億2千万円	基準利率 特別利率①③	2億7千万円	設備 20年 運転 7年	事業再生支援資金	7億2千万円	基準利率+2.5% 基準利率+1.0%	—	設備 10年 運転 5年
海外展開資金	2億5千万円	基準利率	—	設備 15年	企業再建・事業承継 支援資金	7億2千万円	基準利率 特別利率①	2億7千万円	設備 20年 運転 10年

注) 同一貸付でも、信用リスクや貸付期間により、適用利率が異なります。融資利率等の詳細は日本政策金融公庫HPをご覧ください。

●国民生活事業からのお知らせ●

セーフティネット貸付を拡充します!

日本政策金融公庫 国民生活事業 では、社会的、経済的環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来しているみなさまが経営基盤の強化を図るためのお手伝いをさせていただいております。

経営環境変化資金	
ご利用いただける方	○社会的・経済的環境の変化等により、売上や収益が減少する等、業況が悪化している方等 ※新たに設置された中小企業金融特別相談窓口にご相談いただくことでもご利用可能となります。
資金のお使いみち	運転資金、設備資金
ご融資額	4,800万円以内
ご返済期間 (据置期間)	運転資金:8年以内(3年以内) 設備資金:15年以内(3年以内)
利率(21.3.11現在)	○最近における売上高、売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し3%以上 減少している方の運転資金は 特別利率N 年2.1%~ ○上記以外の方は基準利率(年2.4%~)となります。

販路の拡大や商品・サービスのPRなどをご希望のみなさまへ

ビジネスマッチングゲート

<http://match.k.jfc.go.jp/> (ホームページ内) をご利用ください!

※詳細については、お気軽に下記までお問い合わせください。

株式会社 日本政策金融公庫 高松支店 〒760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル2・3階 URL:<http://www.jfc.go.jp/>

中小企業事業(旧 中小企業金融公庫)

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル3階

TEL:087-851-9141 FAX:087-822-1423

国民生活事業 融資相談係(旧 国民生活金融公庫)

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル2階

TEL:087-851-0198 FAX:087-822-9274

1日	香川県建設業協会中讃支部(坂出・善通寺)合併総会	(オークラホテル丸亀)
3日	全国中央会正副会長会	(全日空ホテルクレメント高松)
7日	高松港コンテナターミナル振興協議会理事会・総会合同会議	(香川県庁)
9日	香川県商店街振興組合連合会補助事業完了検査	(本会)
10日	中央会青年部正副会長会	(本会)
14日	陝西省友好代表団歓迎レセプション	(全日空ホテルクレメント高松)
	商業活性化推進委員会	(香川県庁)
16日	香川県による補助事業完了検査	(本会)
17日	さぬきたてぐ祭賞状授与式	(香川県庁)
18日	総理大臣主催「桜を見る会」	(東京都)
20日	香川県中小小売商団体連合会三役会・監査会	(ロイヤルパークホテル高松)
	香川県商店街振興組合連合会三役会・監査会	(ロイヤルパークホテル高松)
	さぬきうどん振興協議会相談会	(本会)
21日	都道府県中央会事務局代表者会議	(東京都)
22日	吉野川総合開発香川用水事業推進協議会役員会	(ホテルニューフロンティア)
27日	農商工連携等人材育成事業公募説明会	(大阪府)
	中央会監査会	(本会)
28日	香川県産業支援機関連絡会議	(香川県産業頭脳化センター)
	地域力連携拠点連携会議	(香川県産業頭脳化センター)

内職情報を募集しています

香川県労働政策課では、内職情報の提供を行っています。
 現在、香川県では、内職希望者に対して、募集情報が少ない状況が続いています。
 内職希望者を募集したい事業主の皆様から、内職情報提供の申し込みを受け付けていますので、
 ご希望される事業主の方は、労働政策課までご連絡ください。



【問い合わせ先】
 香川県商工労働部労働政策課 総務・労政グループ
TEL087-832-3370

<http://www.pref.kagawa.jp/rosei/fukushi/naisyoku-jigyonushi.html>

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社/定価
1	告白	湊 かなえ	双葉社/1,470円
2	海賊とウェディング・ベル クラッシュ・ブレイズ	茅田 砂胡	中央公論新社/945円
3	働き方	稲盛 和夫	三笠書房/1,470円
4	パラドックス13	東野 圭吾	毎日新聞社/1,785円
5	最後のバラード デイスニーランドで本当にあった心温まる話	中村 克	サンクチュアリ出版/1,260円